

事務連絡
令和6年11月6日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療介護連携政策課
厚生労働省保険局医療課

「はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費に関する受領委任の取扱いについて」の一部改正に伴う実施上の留意事項について

はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費に関する受領委任については、「はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費に関する受領委任の取扱いについて」（平成30年6月12日付け保発0612第2号）により取り扱われているところであるが、令和6年12月2日に現行の健康保険証の新規発行がされなくなるに当たっては、受領委任の施術所において、患者の資格情報のみを確認できるオンライン資格確認（※）の仕組み（資格確認限定型：簡素な資格確認の仕組み）を導入する必要があるため、当該通知を「「はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費に関する受領委任の取扱いについて」の一部改正について」（令和6年2月9日保発0209第2号厚生労働省保険局長通知。以下「令和6年局長通知」という。）のとおり改正したところである。

改正の内容は、令和6年局長通知のとおりであるが、受領委任の施術所におけるオンライン資格確認システムに係る留意事項は下記のとおりであるので、その取扱いに遺漏のないよう施術所に対し、周知徹底を図られたい。

（※）利用者証明用電子証明書による本人確認の上、保険者にオンライン資格確認等システムを通じて資格情報の照会を行い、資格情報の提供を受ける方法をいう。

記

1. オンライン資格確認の導入義務化の対象外について

はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費に関する受領委任については、令和6年12月2日以降、オンライン資格確認の導入が原則義務化される場所である。

その上で、今般、オンライン資格確認の導入の原則義務化について、以下の「や

むを得ない事由（場合）」がある施術所については、義務化の対象外とすることとする。

（１）施術者が皆、高齢（※）又は視覚障害により、オンライン資格確認によって療養費を受領する資格があることを確認することが困難な方である場合

（※）令和６年４月時点で、常勤の施術者が皆、７０歳以上である場合。「常勤」とは、原則として施術所において定められた施術者の勤務時間の全てを勤務する者を指す。

（２）廃止・休止に関する計画を定めている施術所である場合（※）

（※）令和７年１２月２日までの廃止・休止を決めている施術所である場合（具体的な廃止、休止時期が定まっていない場合は該当しない）。

（３）受領委任の取扱いを中止する施術所である場合（※）

（※）令和７年１２月２日までの受領委任の取扱い中止を決めている施術所である場合（具体的な中止時期が定まっていない場合は該当しない）。

２．オンライン資格確認が導入されていない施術所について

１．（１）～（３）に掲げる施術所を除き、仮に、令和６年１２月２日以降もオンライン資格確認が導入されていない場合には、地方厚生（支）局長又は都道府県知事による個別の働きかけ等を行う場合があること。